## 

						指名停止措置要件·期間		指名停止期間		
承認番号	会社名	会社名    会社住所	役職	代表者名	事実概要	要件	措置期間	月数	開始	満了
1090302183	遠藤興業(株)	宮城県石巻市大街道南 二丁目9番13号	代表取締役	遠藤治興	当該業者の専務執行役員は、令和5年2月15日に 実施された石巻市発注の下水道工事の制限付き一 般競争入札において、事前に同市職員から入札情 報に関する資料を受けとり、最低制限価格に近い 価格で不正に受注したとして、公契約関係競売等 妨害の疑いで、令和6年4月10日に宮城県警察に 逮捕されたもの。		12箇月以上 36箇月以内	21箇月	令和6年 5月17日	令和8年 2月16日
(東北支店) 1090300375	大成建設(株)	東京都新宿区西新宿一 丁目25番1号	代表取締役 社長	相川善郎	(山梨工区) Jにおいて、令和5年4月18日に一次下 請業者の作業員が負傷したことについて、所轄の 搬沢労働基準監督署に遅滞なく報告しなければな らないところ、令和5年7月4日に至るまで報告しな	大崎市競争入札参加登録業者等指名停止要領	1箇月以上 24箇月以内	18箇月	令和6年 5月29日	令和7年 11月28日
(東北支店) 1090300947	新明和工業(株)	兵庫県宝塚市新明和町 1番1号	代表取締役	五十川 龍之	当該業者ら(住友重機械搬送システム(株), 新明和工業(株), IHI運搬機械(株))は、大手建設業者が発注する特定地下式PS設置工事又は特定エレベーター方式PS設置工事(IHI運搬機械株式会社は両工事)において、共同して供給予定者を決定し、供給予定者が供給できるよう見積価格の調整を行うことにより、公共の利益に反して、特定の取引分野における競争を実質的に制限していたことから、令和7年3月24日付けで公正取引委員会から独占禁止法第3条の規定に違反する業者として公表されたもの。	大崎市競争入札参加登録業者等指名停止要領別表措置要件13 「独占禁止法違反行為」 市発注工事等,一般工事等又はそれ以外の工事等に関して、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	12箇月以上 36箇月以内	6箇月	令和7年 5月13日 数金減免制度	令和7年 11月12日 適用
					当該業者ら(極東開発工業(株)、新明和工業(株))は、共同して、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定特装車製品の販売分野における競争を実質的に制限していたことから、令和7年9月24日付け公正取引委員会から独占禁止法第3条の規定に違反する業者として公表されたもの。	大崎市競争入札参加登録業者等指名停止要領別表措置要件13 別表措置要件13 「独占禁止法違反行為」 市発注工事等、一般工事等又はそれ以外の工事等に関して、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	12箇月以上 36箇月以内	10箇月	令和7年 10月22日	令和8年 8月21日
								※課	<b>数金減免制度</b>	. 適用

## 

承認番号	会社名	会社住所	役職	代表者名		指名停止措置要件·期間			指名停止期間		
					事実概要	要件	措置期間	月数	開始	満了	
1090301175	阿部建設(株)	宮城県仙台市青葉区中 江二丁目23番20号	代表取締役	大槻 秀樹	不正な手段により補助金の交付を受けていたことに	大崎市競争入札参加登録業者等指名停止要領別表措置要件18 「不正又は不誠実な行為(1)」 前各項に掲げる場合のほか、市発注工事等、一般工事等 又はそれ以外の工事等の業務に関して不正又は不誠実 な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められ るとき。	1箇月以上 24箇月以内	3箇月	令和7年 7月23日	令和7年 10月22日	
(石巻事務所) 1090301085	(株)中央技術コンサ ルタンツ	東京都新宿区西新宿8 一5-1	代表取締役	甲斐 琴子	当該業者の東北支店長は、令和5年7月19日に実施された気仙沼市発注の道路設計業務の一般競争入札において、事前に同市職員から入札情報に関する情報を受け取り、最低制限価格に近い価格で不正に受注したとして、公契約関係競売等妨害の疑いで令和7年7月21日に宮城県警察に逮捕されたもの。	大崎市競争入札参加登録業者等指名停止要領別表措置要件14 「競売入札妨害又は談合」 市発注工事等,一般工事等又はそれ以外の工事等に関して、代表役員等、一般役員等又は使用人が刑法第96条の3第1項の規定による競争入札妨害及び同法第96条の3第2項の談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	12箇月以上 36箇月以内	16箇月	令和7年 8月8日	令和8年 12月7日	
1090300177	極東開発工業 (株)	大阪府大阪市中央区淡路町二丁目5番11号	代表取締役	布原 達也	当該業者ら(極東開発工業(株)、新明和工業(株))は、共同して、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、特定特装車製品の販売分野における競争を実質的に制限していたことから、令和7年9月24日付け公正取引委員会から独占禁止法第3条の規定に違反する業者として公表されたもの。	大崎市競争入札参加登録業者等指名停止要領別表措置要件13 「独占禁止法違反行為」 市発注工事等,一般工事等又はそれ以外の工事等に関して,独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し,工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	12箇月以上 36箇月以内	10箇月	令和7年 10月22日	令和8年 8月21日	
								※課徴金減免制度適用			